

2. 入所及び退所等について

■ 入所について

児童クラブに入所することができる児童は、次の「令和4年度茅ヶ崎市児童クラブ入所事務取扱基準」に規定する児童となり、入所審査においても同基準に則り入所審査及び決定を行います。(P.42参照)

<入所要件(入所することができる児童)>

(1) 茅ヶ崎市児童クラブ条例第9条に規定する「入所することができる児童」(入所対象児童)

保護者及び同居の親族その他の者が、放課後及び小学校の長期休暇等において、以下に掲げる事由により、保育することができない小学校に就学する児童(市内在住)

① 居宅外労働

児童の保護者が放課後に居宅外で労働している、又は生活を維持することを目的に技術を習得するため学校等に通学していて、児童の保育ができない場合。

就労時間については、1ヶ月60時間以上の就労を原則とする。

ただし、入所後就労予定の場合及び入所中に転職等により求職活動をする場合には、それぞれ2ヶ月間の入所猶予期間を設け、当該期間内に上記就労時間を満たすことを条件とする。

なお、育児休業取得の場合の入所要件は、育児休業取得開始日の月末までとする。

ただし、児童クラブの定員に空きがある場合はこの限りではない。

また、きょうだい児がいる場合で年度当初に保育所等に入所する場合には、市が指定する期日までに復帰する場合、調整指数の適用を除外するものとする。適用を除外する際は、入所審査時点の状況にて判断することとする。

② 居宅内労働

児童の保護者が放課後に居宅内で家事以外の労働をすることにより児童の保育ができない場合。就労時間については、居宅外労働の場合に準じる。

③ 妊娠・出産

児童の母親が妊娠中であるか出産後間もない場合。入所期間は原則として出産予定日の6週前の日を含む月の初日から出産予定日の8週後の日を含む月の末日とするが、状況に応じて判断する。

④ 疾病・心身障害等

児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合で児童の保育ができない場合。

⑤ 病人の看護・介護等

児童の家庭に長期にわたり病人や心身に障害のある者または、常時介護の必要とされる者がいて、保護者がその看護・介護にあたることが常であり、児童の保育ができない場合。

病院に入院中または、施設に入所中の者については、常時付き添いが必要とされる場合を除き、この対象とはならない。

⑥災害

火災や風水害、地震等不測の事態により、家屋等破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

⑦その他

前各号に類する状態であって市長が特に必要と認めた場合。

(2)同居の親族等の取り扱い

①同居の65歳以上の祖父母等については、保育困難と判断する。ただし、65歳未満であっても病気等の場合においては保育可能かどうか実態に即して判断する。

②同居・別居については、祖父母等と同住所であっても、2世帯住宅(玄関、台所、風呂等が別で生計も別であること)の場合は別居として取り扱う。

③同居の祖父母等が65歳未満の際には、保育が不可能と判断される証明書(就労証明書、診断書等)を併せて添付することとする。

<障がいがある児童の入所>

障がいがある児童の入所については、添付の「障がいがある児童の入所に関する規程」において定めています。

<私立小学校に通学する児童の入所>

私立小学校に通学する児童の入所については、添付の「私立小学校に通学する児童の入所に関する規程」において定めています。

